

# 大分県報

令和六年  
第四八八号  
三月一日

（金曜日）

## 目次

### 告示

- ふ化業者の登録……………  
県営土地改良事業施行申請適當の決定及び縦覧（二件）……………  
県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧……………  
地籍調査の成果の認証……………  
指定漁船調査書の縦覧……………  
道路区域の変更（三件）……………  
道路の供用開始（三件）……………  
公有水面埋立ての免許の出願……………

### ○告示

#### 大分県告示第百九号

養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）第七条第一項の規定により、次のとおりふ化業者を登録した。

令和六年三月一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

登録番号

住所及び氏名又は名称

ふ化場の所在地及び名称

登録年月日

第五十一号

宇佐市大字下乙女四〇三  
株式会社カジワラファーム  
代表取締役 梶原廣志

宇佐市大字下乙女四〇三  
株式会社カジワラファーム

令六・二・一八

#### 大分県告示第百十号

令和六年三月一日

大分県報（告示）

一

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、阿南吉宏ほか一人からの県営土地改良事業施行申請を適當と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和六年三月一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

事業名

地区名

縦覧期間

縦覧場所

県営防災重点農業用ため池等整備事業

樋掛地区

令六・三・一から  
令六・三・二一まで

豊後大野市役所

#### 大分県告示第百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、富高吉美からの県営土地改良事業施行申請を適當と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和六年三月一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

事業名

地区名

縦覧期間

縦覧場所

県営防災重点農業用ため池等整備事業

新づつみ  
溜池地区

令六・三・一から  
令六・三・二一まで

大分市役所

#### 大分県告示第百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内

に知事に対し審査請求をすることができる。

令和六年三月一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

事業名 県営経営体育成基盤整備事業 (区画整理)

地区名 賀来中尾地区  
縦覧期間 令六・三・一から令六・三・二二まで  
縦覧場所 大分市役所

大分県告示第百十三号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証した。

令和六年三月一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

調査を行った者の名称 調査を行った期間 成果の名称 調査を行った地域 認証年月日

別府市 令元・五・二七から令三・三・一五まで 別府市大字内成の一部の地籍図及び地籍簿 別府市大字内成の一部 令六・二・一四

宇佐市 令元・一〇・一から令四・一〇・二六まで 宇佐市安心院町豊石の一部の地籍図及び地籍簿 宇佐市安心院町豊石の一部 令六・二・一四

宇佐市 平三〇・九・二六から令四・一二・一二まで 宇佐市大字赤尾の一部の地籍図及び地籍簿 宇佐市大字赤尾の一部 令六・二・一四

大分県告示第百十四号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)以下「施行令」という。(第五  
条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号。  
以下「法」という。)第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があった  
ので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調査を次の二により縦覧  
に供する。

令和六年三月一日

一 届出事項 大分県知事 佐藤 樹一郎

1 発起人の住所及び氏名

中津市小祝新町二十番地二

田中 浩二

中津市大字今津二百六十九番地

酒井 助廣

中津市字小祝五百二十五番地の二百三十三

園 日出夫

2 加入区

中津市加入区

3 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調査の縦覧

1 縦覧期間

令和六年三月一日から同月十五日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 中津市字小祝寺山五百二十五番地の十

大分県漁業協同組合中津支店事務所

大分県告示第百十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の  
区域を変更する。

その関係図面は、令和六年三月一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて  
一般の縦覧に供する。

令和六年三月一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
------------	-----	---------	-------	----	----

一般国道三 八七号			日田市上津江町川原 字戸ノ下三八一二番 四から 日田市上津江町川原 字ハンタ八一八番四 地先まで	前	A	メートル 一五・六 〽 六・二	メートル 一四六・〇	上記A 及びB は、関 係図面 に表示 する敷 地の区 分をい う。
後			日田市上津江町川原 字戸ノ下三八一二番 六から 日田市上津江町川原 字ハンタ八一八番四 地先まで	後	A	メートル 一五・六 〽 六・二	メートル 一四六・〇	
			日田市上津江町川原 字戸ノ下三八一二番 六から 日田市上津江町川原 字ハンタ八一八番四 地先まで	後	B	メートル 一一・九 〽 六・〇	メートル 一六四・〇	

**大分県告示第百十六号**  
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
 その関係図面は、令和六年三月一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
 令和六年三月一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類 及び路線名	区 間	区域変更 前後別	敷地の幅員	延 長
県道四浦日 代線	津久見市大字四浦字鳩浦七四八 一番三から 津久見市大字四浦字鳩浦一五三 五番二まで	前 後	メートル 一七・九 〽 六・三	メートル 一〇七・〇
		後	メートル 二八・八 〽 一八・七	メートル 一〇七・〇

**大分県告示第百十七号**  
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
 その関係図面は、令和六年三月一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
 令和六年三月一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類 及び路線名	区 間	区域変更 前後別	敷地の幅員	延 長	備考
県道田野庄 内線	由布市庄内町阿蘇野字實 盛四〇三四番一から 由布市庄内町阿蘇野字鬼 石四一四九番一地先まで	前	メートル 一七・二 〽 九・二	メートル 七二・〇	上記A 及びB は、関 係図面 に表示 する敷 地の区 分をい う。
		後	メートル 一七・二 〽 九・二	メートル 七二・〇	

**大分県告示第百十八号**  
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。  
 その関係図面は、令和六年三月一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
 令和六年三月一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

令和六年三月一日

大分県報（告示）

<p>道路の種類及び路線名</p> <p>一般国道三八七号</p>	<p>供用開始区間</p> <p>日田市上津江町川原字戸ノ下三八一二番六から 日田市上津江町川原字ハンタ八一八番四まで</p>	<p>供用開始年月日</p> <p>令六・三・一</p>	<p>大分県告示第百二十一号</p> <p>公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての免許の出願があった。</p> <p>なお、その関係図書を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>令和六年三月一日</p> <p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p>
<p>大分県告示第百十九号</p> <p>道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。</p> <p>その関係図面は、令和六年三月一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>令和六年三月一日</p>	<p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p> <p>道路の種類及び路線名</p> <p>供用開始区間</p> <p>津久見市大字四浦字鳩浦七四八一番三から 津久見市大字四浦字鳩浦一五三五番二まで</p>	<p>供用開始年月日</p> <p>令六・三・一</p>	
<p>道路の種類及び路線名</p> <p>県道四浦日代線</p>	<p>供用開始区間</p> <p>臼杵市大字深江字家ノ上七二六番五から 臼杵市大字深江字宮ノ脇九二三番三まで</p>	<p>供用開始年月日</p> <p>令六・三・一</p>	<p>大分県告示第百二十号</p> <p>道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。</p> <p>その関係図面は、令和六年三月一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>令和六年三月一日</p> <p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p>
<p>道路の種類及び路線名</p> <p>県道成仏杵築線</p>	<p>供用開始区間</p> <p>国東市安岐町矢川字知幸坊一六四三番六から 国東市安岐町矢川字城ヶ谷一六九五番一</p>	<p>供用開始年月日</p> <p>令六・三・一</p>	

先まで

大分県告示第百二十一号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての免許の出願があった。

なお、その関係図書を次のとおり縦覧に供する。

令和六年三月一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 出願の年月日

令和六年二月十六日

二 出願人の住所及び氏名

大分市大手町三丁目一番一号

大分県

代表者 大分県知事 佐藤 樹一郎

三 埋立ての区域

1 位置

国東市国見町向田字北浜一八八〇―二番、一八八〇―四番、一八八二―一番、一八八二―二番、一八八二―四番及び一八八二―五番並びに字東浜一八九三―六番の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と②の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 国東市国見町向田一九一九番の国土地理院鳥越四等三角点(北緯三三度三八分四一秒二二〇、東経一三三度四〇分三秒八二二二(以下「基点」という。))から一四度三七分〇九秒七七七・一四メートルの地点

②の地点 ①の地点から八四度〇六分〇一秒八・五三メートルの地点

③の地点 ②の地点から七六度三一分二八秒八・五四メートルの地点

④の地点 ③の地点から一六六度三一分二八秒〇・五〇メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から二五六度三一分二八秒一・二七メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から一四四度四八分〇二秒四・四三メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から二六二度三五分一三秒一・五九メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から一七五度〇〇分〇一秒一〇・六四メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から一五六度二八分五四秒一八七・一六メートルの地点

- ⑩の地点 ⑨の地点から一六二度三四分二〇秒六・九八メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から二八五度〇八分五六秒七・二二メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から三一九度三三分四二秒一九・九一メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から三二四度三七分一四秒一九・八七メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から三二七度三三分二七秒一九・八〇メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から三二七度三五分五五秒一九・八四メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から三二九度一分一八秒二〇・〇一メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から三三七度二三分三〇秒二〇・〇二メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から三四五度四〇分二〇秒二〇・〇二メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から三三四度〇六分五〇秒二〇・七〇メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から三四二度五九分〇八秒二〇・六七メートルの地点
- ㉑の地点 ㉑の地点から三五一度五九分一〇秒一七・五三メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から三五五度四四分四六秒二・七八メートルの地点

3 面積

一、八四八・四七平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

国東市国見町向田字北浜一八八〇―二番、一八八〇―四番、一八八二―一、一八八二―二番、一八八二―四番及び一八八二―五番並びに字東浜一八九三―六番の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㉑の地点と㉒の地点を結んだ線により囲まれた区域

- ㉑の地点 基点から一三度一九分三〇秒七八五・五六メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から七六度三二分〇七秒三八・五三メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から一六八度〇三分五七秒一二五・一五メートルの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から一四五度五一分一〇秒一〇九・四六メートルの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から二二五度三四分四五秒二七・〇九メートルの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から三〇七度二二分三九秒三九・二四メートルの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から三三〇度四二分二六秒六三・八七メートルの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から三三四度四分四〇秒二一・〇〇メートルの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から三三八度五五分一九秒二一・〇〇メートルの地点
- ㉚の地点 ㉙の地点から三四三度〇九分五七秒二一・〇〇メートルの地点

㉑の地点 ㉒の地点から三四五度五四分二三秒六・一二メートルの地点

3 面積  
八、六四六・五四平方メートル

- 五 埋立地の用途  
海岸保全施設用地・緑地
- 六 縦覧の場所  
大分県土木建築部港湾課及び国東土木事務所並びに国東市役所
- 七 縦覧の期間  
令和六年三月一日から  
令和六年三月二十一日まで